

四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱

平成21年 6 月24日

告示第126号

(趣旨)

第1条 この告示は、四国中央市契約規則（平成16年四国中央市規則第50号）の規定に基づき、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の契約に係る競争入札参加者に必要な等級別格付け（以下「格付け」という。）を実施する場合の基準及び競争入札に付す場合における業者の選定基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付けの実施等)

第2条 市長は、建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受け同法第27条の29第1項の規定による通知を受けた者から別に定める建設工事入札参加資格審査申請書の提出があった場合は、別表第1に定める格付け実施基準により審査し、別表第2に定める格付け決定基準（以下「格付け決定基準」という。）により格付けを決定したときは、建設工事格付け結果通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 前項の規定による申請書の提出は、別に定める期間内に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 工事経歴書
- (2) 技術職員名簿
- (3) 建設業の許可通知書の写し
- (4) 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値通知書の写し
- (5) 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
- (6) 市税等において未納がないことを証明する納税証明書の写し
- (7) 使用印鑑届
- (8) 印鑑登録証明書の写し
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による通知があったもの（以下「有資格者」という。）に係る格付けは、当該格付けされた年度及びその翌年度の工事に係る競争入札について適用する。この場合において、当該格付けが決定されるまでの間は、従前の格付けによるものとする。

4 有資格者は、第1項の申請書の提出後においてその内容に変更が生じたときは、速やかに変更の届出をしなければならない。

5 事業主の死亡、廃業、組織変更及び企業の合併等によって第1項の規定による格付けの決定を受けた有資格者の実態を引き継いだ者は、当該引継ぎの原因になる事実のあった日から90日以内に別に定める建設業者格付継承申請書を市長に提出することにより格付けを受けることができるものとする。

(業者の選定)

第3条 市長は、工事を競争入札に付すときは、有資格者のうちから格付け決定基準及び別表第3に定める業者選定基準により競争入札参加者を選定するものとする。

2 市長は、前項の規定により競争入札参加者を選定しようとするときは、格付け決定基準に定める工事種類別の格付け等級及びその発注対象工事金額により、当該工事の設計金額

に対応する格付け等級に属するものから行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該格付け等級の直近下位に属するものを選定することができる。

3 前項ただし書の場合において、選定されるものの数は、当該工事に係る選定業者数の2分の1に相当する数（その数に端数を生じたときは、これを切り捨てた数）を超えることができないものとする。

4 特に緊急を要する工事、特殊機械又は特殊技術を要する工事その他の市長が特に認めた工事に係る競争入札参加者の選定は、第1項の規定を適用しない。

（共同企業体の選定基準）

第4条 市長は、特定建設工事共同企業体に発注しようとするときの選定基準については、別に定めるものとする。

（格付けの変更又は抹消）

第5条 市長は、有資格者が建設業法第12条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は同法第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消されたときは、当該有資格者の格付けを変更又は抹消するものとする。

（格付け結果の公表）

第6条 市長は、格付けを実施した結果の公表については、建設工事請負業者格付表（様式第2号）の写しを入札担当課において閲覧に供するとともに、四国中央市公式ホームページに掲載することにより行うものとする。

（準用）

第7条 第3条の規定は、随意契約の相手方を選定しようとする場合の取扱いについて準用する。

（その他）

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示により決定された格付け及び選定基準は、平成21年7月1日以後に入札通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札公告又は指名通知のあった入札執行分については四国中央市建設工事請負業者選定要綱（平成16年四国中央市告示第34号）、四国中央市建設工事請負業者格付け要領（平成17年四国中央市訓令第22号）、四国中央市発注工事請負契約に係る指名基準（平成16年四国中央市訓令第46号）及び四国中央市発注工事請負契約に係る指名基準の運用基準（平成16年四国中央市訓令第47号）の規定により決定された格付け及び選定基準によるものとする。

附 則（平成23年6月10日告示第137号）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用

し、同日前に入札の通知又は公告する入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月26日告示第38号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告する入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 6 月 18 日告示第 119 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 6 月12日告示第97号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月 3 日告示第155号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱及び第 2 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 6 月 9 日告示第88号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日告示第35号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月3日告示第23号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月3日告示第110号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月28日告示第38号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年6月8日告示第125号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年1月18日告示第9号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要

綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日告示第 83 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第 4 条の規定による四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知する入札執行分について適用し、同日前に入札の公告又は通知した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 6 月 3 日告示第 145 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

格付け実施基準

1 格付けの実施年度及び有効期間

格付けは、令和7年度において実施し、令和7年度及び令和8年度において入札の通知又は公告する入札案件に適用する。ただし、次回の格付けが実施されるまでの間は今回実施した格付けを有効なものとして取扱うものとする。

2 格付けの対象業者

格付けは、市内に主たる営業所を有する業者を対象に実施する。

3 格付けする工事の種類

格付けは、次の工事の種類についてそれぞれ実施する。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事

4 格付け等級の決定方法

格付けは、令和7年4月1日時点での次に掲げる評定項目について5に定める評点算定基準により審査し、算定された各評定項目の評点の合計である総合評点をもって、別表第2に定める格付け決定基準により等級を決定するものとする。

- (1) 経営事項審査評定
- (2) 工事成績評定
- (3) 工事施工能力評定
- (4) 技術職員評定
- (5) 地域貢献度評定
- (6) 障害福祉サービス事業所等からの調達実績評定

5 評点算定基準

4に定める各評定項目の評点は、次の(1)から(6)までにより算定するものとする。

(1) 経営事項審査評定

入札に参加しようとする建設業者の経営状況に関して客観的な評定を行うものであり、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査項目のうち工事の種類ごとの総合評定値をもってその評点とする。

(2) 工事成績評定

本市との間において請負契約・完成した工事の履行成績により主観的な評定を行うものであり、四国中央市工事検査規程（平成16年四国中央市告示第33号）第11条及び四国中央市水道局工事検査規程（平成19年四国中央市告示第118号）第11条に定める工事成績の評定結果に応じた工事検査成績評点を算出する。

評定は、特定建設工事共同企業体で施工したもの及び修繕等の特殊なものを除き、工事成績評定を実施したすべての工事を対象とし、繰越事業等により年度当初に実施したものは当該事業年度に含むものとし、次の方法により算定するものとする。

- ① 評定においては、令和3・4年度及び令和5・6年度の2年度ごとの工事成績について、平均検査点数による評点算定基準により評価する。

- ② 令和３・４年度及び令和５・６年度の評点は、２年度ごとの平均検査点数（小数点第２位以下切捨て）に応じた評点に工事１件ごとに加算する優秀工事評点を加えて得た評点とする。
- ③ 工事検査成績評点は、令和３・４年度の評点と令和５・６年度の評点を合計した評点とする。

ア 平均検査点数による評点算定基準

平均検査点数	評 点
55点未満のもの	▲70点
55点以上60点未満のもの	▲50点
60点以上65点未満のもの	▲30点
65点	0点
65点を超え70点未満のもの	20点
70点以上75点未満のもの	40点
75点以上80点未満のもの	60点
80点以上のもの	80点

注 当該年中において検査実績のない者の平均検査点数は、65点とする。

イ 優秀工事評点

工事ごとの成績	評 点
74点以下のもの	0点
75点以上のもの	10点
80点以上のもの	20点

(3) 工事施工能力評定

業者の工事施工能力を客観的に評価するため、完工実績により評定を行なうこととし、経営事項審査項目のうち総合評定値通知書に記載の年間平均完成工事高の金額（10万円未満切捨て）に応じて、次に定める算定基準により評点を算出する。

平均完成工事高	評 点
500万円未満	0点
500万円以上 1,000万円未満	5点
1,000万円以上 3,000万円未満	10点
3,000万円以上 5,000万円未満	20点
5,000万円以上 1億円未満	30点
1億円以上 2億円未満	50点
2億円以上 3億円未満	70点
3億円以上 5億円未満	80点
5億円以上 10億円未満	100点

10億円以上	150点
--------	------

(4) 技術職員評定

施工能力の向上と品質の確保を図るため、その重要な要素である技術職員について客観的に評定を行なうため、経営事項審査項目のうち総合評定値通知書に記載の技術者数に応じて、次に定める算定基準により評点を算出する。ただし、合計点数が100点を超える場合は、100点とする。

技術職員	評 点
1 級技術者 1 人当たり	10点
2 級技術者 1 人当たり	5 点
その他技術者 1 人当たり	2 点

(5) 地域貢献度評定

過去 2 年間に於いて実施した地域貢献活動について、入札参加資格審査申請において提出のあった活動報告に基づき、件数、回数等にかかわらず30点を評点として加算する。

(6) 障害福祉サービス事業所等からの調達実績評定

過去 2 年間に於いて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく市内の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設と次に掲げる契約を締結した実績を有している場合は、入札参加資格審査申請において提出のあった実績調書に基づき、それぞれ次に定める点数を評点として加算する。

ア 役務の提供を受ける契約（10万円以上のものに限る。） 15点

イ 物品の購入契約（10万円以上のものに限る。） 15点

6 留意事項

この告示によってなされた格付けは、工事の発注に当たり、入札参加資格審査申請に基づき市独自の方法により認定するものであり、当該建設業者の社会的な評価を示すものではない。

別表第2（第2条関係）

格付け決定基準

1 格付けの決定及び発注の基準

- (1) 別表第1の規定により算定された格付け総合評点に基づき、2に定める工事種類別格付け等級基準表により、すべての要件を満たすことができる等級に格付けを決定するものとする。
- (2) 工事への入札参加は、2の表中、等級A～Eの格付けがなされた者が対象となる。
- (3) 2(1)の表中、等級A又はBに昇格する要件は、過去10年度において、次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める要件とする。この場合において、特定工事共同企業体の実績については、予定価格に構成員それぞれの出資割合を乗じて得た額を各構成員の工事实績とする。
ア 等級Aに昇格する場合 予定価格がおおむね2,500万円以上の工事实績
イ 等級Bに昇格する場合 予定価格が1,000万円以上の工事实績
- (4) 2(2)の表中、等級A又はBに昇格する要件は、過去10年度において、次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める要件とする。この場合において、特定工事共同企業体の実績については、予定価格に構成員それぞれの出資割合を乗じて得た額を各構成員の工事实績とする。
ア 等級Aに昇格する場合 予定価格がおおむね4,000万円以上の工事实績
イ 等級Bに昇格する場合 予定価格が2,000万円以上の工事实績
- (5) 2の表中、等級Fは、令和5・6年度の格付けにおいて等級AからEまでに属していなかった者について格付けするものであり、原則、別表第1 1に定める有効期間中において随意契約によりおおむね50万円以上の工事を施工し、優良な工事实績により入札参加が可能と認められた場合、次の格付け時において、当該工事の種類に応じた等級Eに格付けするものとする。
- (6) 2の表中、許可区分欄の特定は、建設業法第15条に規定する特定建設業許可の取得を求めるものであり、当該格付けの有効期間中は、その条件を満たしていなければならない。
- (7) 2の表中、許可区分欄のーは、特定建設業許可又は一般建設業許可のいずれかの取得をもって可とするものである。
- (8) 2の表中、技術者要件欄の必要な条件は、第2条第2項第2号に掲げる技術職員名簿に記載された者（経営事項審査における建設業法施行規則様式第25号の11別紙2に記載されている者に限る。）で建設業法第15条第2号イ又はハに該当するものであることとする。
- (9) 第2条の規定により、令和7・8年度における格付けを決定するに当たり、令和5・6年度の格付けにおいて等級AからDまでに属していた者が降格する場合は等級D以上に格付けするものとし、等級CからEまでに属していた者が2等級以上昇格する場合は1等級上位の等級に格付けするものとする。
- (10) 令和7・8年度における格付け決定後、当該格付けの有効期間中においては、格付け

等級の昇格は行わないものとする。

- (11) 令和 7・8 年度の格付け決定後において、当該格付け有効期間中に、格付け実施基準の対象となる市内に主たる営業所を有し、土木一式工事又は建築一式工事の建設業許可を受け、かつ、令和 5・6 年度の格付けで等級 A から E までに属していた者で、指名を希望する種別に土木一式工事又は建築一式工事の記載のある建設工事入札参加資格審査申請書の提出があった場合の年度途中における当該業者の格付けは、別表第 1 の規定により格付け総合評点を算定したうえで次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める等級とする。

ア 令和 8 年 3 月 31 日までに建設工事入札参加資格審査申請書の提出があった場合で格付け総合評点の算定結果において令和 5・6 年度の格付け決定時の等級と同様の結果になった場合 当該等級（令和 5・6 年度の格付け決定時の等級よりも上位の等級結果となった場合でも昇格しないものとし、令和 5・6 年度の格付け決定時の等級よりも下位の等級結果となった場合にあつては、格付け総合評点の算定結果により B から D までの等級）

イ 令和 8 年 4 月 1 日以降に建設工事入札参加資格審査申請書の提出があった場合 格付け総合評点の算定結果にかかわらず等級 D（令和 5・6 年度の格付け決定時の等級が E であった者にあつては、等級 E）

- (12) 令和 5・6 年度の格付けにおいて等級 A から E までに属していなかった者から新たに建設工事入札参加資格審査申請書の提出があった場合は、別表第 1 の規定により格付け総合評点を算定したうえで等級 F に格付けするものとする。ただし、当該申請書の提出をした者が平成 27・28 年度以降の格付けにおいて等級 A から D までに属していた場合は、別表第 1 の規定により格付け総合評点を算定したうえで等級 E に格付けするものとする。ただし、当該申請書の提出をした者が平成 25・26 年度以降の格付けにおいて等級 A から D までに属していた場合は、別表第 1 の規定により格付け総合評点を算定したうえで等級 E に格付けするものとする。

2 工事種類別格付け等級基準表

(1) 土木一式工事

等級	総合評点	許可区分	必要完成工事高	技術者要件	発注対象 工事金額
A	900点以上	特 定	5,000万円以上	1級国家資格者を 1名以上必要	全工事
B	700点以上	—	2,500万円以上	—	5,000万円未満
C	600点以上	—	1,000万円以上	—	2,500万円未満
D	600点未満	—	500万円以上	—	1,000万円未満
E		—	—	—	500万円未満
F	—	—	—	—	200万円以下

(2) 建築一式工事

等級	総合評点	許可区分	必要完成工事高	技術者要件	発注対象 工事金額
A	800点以上	特 定	4,000万円以上	1級国家資格者を 1名以上必要	全工事
B	650点以上	—	2,000万円以上	—	8,000万円未満
C	600点以上	—	1,000万円以上	—	4,000万円未満
D	600点未満	—	500万円以上	—	2,000万円未満
E		—	—	—	500万円未満
F	—	—	—	—	200万円以下

別表第3（第3条関係）

業者選定基準

選定基準	運用基準
不誠実な行為	次の事項に該当する者は、選定しないこと。 (1) 四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止期間中である者 (2) 契約書に基づく関係者に関する措置請求に請負者が継続して従わないこと等契約の履行が不誠実である者 (3) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である者 (4) 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等で、明らかに請負者として不適当であると認められる者 (5) その他市長が請負者として不適当であると認めた者
経営状況	(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると判断される者 (2) 市発注工事において、建設業法第3条第3項の規定による建設業の許可の更新を受けていない者又は同条第4項に規定する更新の申請をしていない者 (3) 市発注工事において、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に規定する期間に経営事項審査を受け、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を取得していない者
安全管理の状況	市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続し、明らかに請負者として不適当であると認められる者
労働福祉の状況	(1) 賃金不払の状況が継続しており、明らかに請負者として不適当であると認められる者 (2) 加入する義務を有する社会保険等に参加していない者

	次の事項に該当する場合は、選定にあたり勘案する。
工事成績の状況	工事成績等が優良である者。ただし、四国中央市工事検査規程（平成16年四国中央市告示第33号）第13条に定める工事完成検査済証に記載の工事成績において、60点未満の評定点がなされた者は、当該工事完成検査済証の通知の日から2年の間、予定価格が500万円以上の工事の入札及び見積りに参加することはできない。
当該工事に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できる者
手持ち工事の状況	工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力がある者
当該工事の施工についての技術的適性	(1) 当該工事と同種の工事について相当の施工実績がある者 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる施工実績がある者 (3) 地形、地質等の自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績がある者 (4) 工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できる者 (5) 当該工事の施工にあたり、その性質上特殊な技術、機械器具または生産設備を有している者
安全管理の状況	(1) 安全管理の状況が優良である者 (2) 市発注工事において過去2年間に死亡事故または休業8日以上を負傷事故の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である者
労働福祉の状況	(1) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約の締結、又は証紙購入若しくは貼付けがなされている者 (2) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である者 (3) 現場の環境改善、建設業のイメージアップ等に積極的に取り組むなど建設産業の構造改善に努めている者
選定する業者数の拡大	原則として、選定する業者の数は次のとおりとする。 (1) 設計金額が3,000万円以上の場合は10社以上 (2) 設計金額が500万円以上3,000万円未満の場合は8社以上 (3) 設計金額が500万円未満の場合は3社以上

建設工事格付け結果通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者名

様

四国中央市長

印

四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定に基づき、先に提出のあった建設工事入札参加資格審査申請書により審査した結果、下記のとおり四国中央市が発注する建設工事における格付け等級を決定したので通知します。

記

【有効年度： 年度】

建設工事の種類	経審評点①	工事成績評点②	完工高評点③	技術職員評点④	地域貢献度の評点⑤	障害福祉サービス事業所等からの調達実績の評点⑥	総合評点①～⑥＝⑦	格付け等級

備考

- 先に提出のあった入札参加資格審査申請書の記載事項に事実と相違すると認められるときは、参加資格を失わせ、又は格付け等級を降格することがあります。
- 申請内容に変更が生じたときは、変更届を提出してください。

様式第2号 (第6条関係)

建設工事請負業者格付表

土木一式工事

建築一式工事

[illegible][illegible]